

## 尼崎市告示第 27 号

### 自動車騒音防止地域等の指定について

尼崎市の環境をまもる条例施行規則第 10 条第 1 項の規定による自動車騒音防止地域及び同規則別表第 1 に規定する第 1 種自動車騒音防止地域を次のとおり定めた。

自動車騒音防止地域の指定について（昭和 53 年尼崎市告示第 157 号）は、廃止する。

平成 13 年 2 月 1 日

尼崎市長 宮 田 良 雄

### 1 自動車騒音防止地域

市域内に存する県道米谷昆陽尼崎線、同尼崎宝塚線、同尼崎池田線及び国道 2 号に接する地域のうち、当該道路の各一側について道路端からの水平距離が 10 メートル以内の地域

市域内に存する国道 43 号に接する地域のうち、当該道路の各一側について道路端からの水平距離が 60 メートル以内の地域（道路端からの水平距離が 40 メートルを超え 60 メートル以内の地域における地盤面からの高さが 6 メートル以下の空間部分を除く。）

市域内に存する国道 171 号に接する地域のうち、当該道路の各一側について道路端からの水平距離が 20 メートル以内の地域

市域内に存する高速自動車国道中央自動車道西宮線（以下「名神高速道路」という。）に接する地域のうち、当該道路に沿接する道路の官民境界側の道路端（以下「側道端」という。）からの水平距離が 50 メートル以内の地域で、次に掲げる空間部分を除く地域

ア 側道端からの水平距離が 10 メートル以内の地域で地盤面からの高さが 3 メートル以下の空間部分

イ 側道端からの水平距離が 10 メートルを超え 50 メートル以内の地域で、地盤面からの高さが 6 メートル以下の空間部分

### 2 第 1 種自動車騒音防止地域

市域内に存する国道 43 号に接する地域のうち、当該道路の各一側について道路端からの水平距離が 20 メートル以内の地域

市域内に存する名神高速道路の側道端からの水平距離が 20 メートル以内の地域で、地盤面からの高さが 6 メートル以下の空間部分を除く地域